

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和 4 年 7月 28日			
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 京都府宇治市槇島町十一の161		氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） コーデンシ株式会社 代表取締役 三好 文博			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	50 台	0 台	0 台	50 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	16 台	0 台	0 台	16 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	<ul style="list-style-type: none"> ・7.5kw以下の機器：3ヵ月に1回、外観・異音等の自主点検。 ・7.5kw以上50kw以下の機器：3年に1回、有資格者による点検。 ・50kw以上の機器：1年に1回、有資格者による点検。 			
	廃棄時	<ul style="list-style-type: none"> ・有資格業者による冷媒ガス回収及び破壊。 			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	<ul style="list-style-type: none"> ・7.5kw以下の機器：3ヵ月に1回、外観・異音等の自主点検。 ・7.5kw以上50kw以下の機器：3年に1回、有資格者による点検。 ・50kw以上の機器：1年に1回、有資格者による点検。 			
	廃棄時	<ul style="list-style-type: none"> ・有資格業者による冷媒ガス回収及び破壊。 			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	老朽化機器更新時に対応。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。